

令和7年度

第23回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年5月13日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第3条許可指令書の返納について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見について
議案第5号	非農地通知について

出席委員（18名）

1 番 井口 健
2 番 中村 弘
3 番 吉中 雅三
4 番 曾根 光彦
5 番 小方 保寛
6 番 井上 直樹
7 番 谷河 績
8 番 藪 利昭

9 番 小栗 誠二
10 番 森 博克
11 番 笠野 喜久雄
12 番 山本 茂樹
13 番 丸山 勝
14 番 高倉 理行
15 番 堀 良子
16 番 湯川 徳弘

18番 藤井 友彦

19番 岩橋 章博

欠席委員（1名）

17番 貴志 年伸

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照

副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

技 術 主 査 田中 久美子

主 任 田伏 諒

主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくをお願いします。

◆会長（谷河 續） ただいまより、第23回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

なお、貴志委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、丸山委員、高倉委員をお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆田中主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、12件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりま

すが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 8は住所が・・・ですが、同じ相続人である弟が耕作することです。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更で1件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で1件ありました。

なお、No. 1はP16の議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 4と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといた

します。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第3条許可指令書の返納について、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、前回の第22回農業委員会総会にて可決され、令和7年4月10日付けで許可指令書が交付されましたが、・・・売買契約が解除となったため許可指令書の返納があったものであります。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。

4月9日付、4月30日付で受理通知書

を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で12件ありました。

4月9日付、4月21日付、4月30日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が3件ございました。

No.1 昭和60年10月から農業用倉庫及び車庫として使用している。

No.2 平成16年頃から農業用倉庫として使用している。

No.3 昭和53年頃から山林となっている。

これらは、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であり、（7）から

(9) の条件を満たしていると思われます。
以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で4件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 1は市街化区域で期間1年の使用貸借権の再設定、No. 2は市街化区域、No. 4はP7の報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知についてのNo. 1と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地に隣接する・・・への車での来訪者のための駐車場が不足していたため、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

なお、令和7年2月27日付けで農用地区域を除外しております。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、付近の分譲地や集落の住民の需要が見込まれることから、当該申請地を貸露天駐車場として転用申請するものです。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、現在賃貸住宅に居住していますが、将来のことを考え、娘夫婦の住居の隣接地に住宅を建設するため、当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、現在賃貸住宅に居住していますが、現在の住まいが手狭になってきたことから、交通の便が良く、小学校も近くにあり、将来子育てをしていく上で適地であ

る当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

N o . 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当すると思われます。

申請人は、・・・が不足してきたことや道路からの出入口を広げるために、当該申請地を貸露天資材置場へ転用申請するものです。

なお、転用完了後は備考記載の個人に賃貸借します。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、N o . 1、N o . 2及びN o . 5につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号を可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆田中主査 番外 説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約

が21件ありました。

使用貸借権が18件、賃貸借権が3件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

面積は、田のみで35,302㎡です。

なお、N o . 2は栗本推進委員、N o . 8からN o . 12は辻推進委員、N o . 19およびN o . 20は藤原推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

東山東地区明王寺で（30件、76筆）を且来推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書2件の提出がありました。

面積は畑が2筆、4,913㎡です。

議案書番号1～2について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困

難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので可決と決定しました。

議案は以上となります。

その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ないようでございますので第23回総会を閉会いたします。

13時20分 閉会